

平成20年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成20年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成19年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第25号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算
- 議案第26号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第27号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第28号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算
- 議案第29号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 議案第30号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第31号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第33号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第34号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第35号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第36号 鳥取県公益認定等審議会条例の設定について（総務課）（公益法人・団体指導室）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の制定に伴い、知事が公益認定等をする際、公益性の判断等を諮問するための合議制の機関を設置するものである。

[公布施行]

議案第37号 鳥取県福祉のまちづくり条例の全部改正について（景観まちづくり課、福祉保健課）

県内建築物等のバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で対象となっていない建築物の種類及び規模を規制対象とし、並びに施設の整備基準（建築物移動等円滑化基準）の項目を追加する。

[平成20年10月1日施行]

議案第38号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（職員課）（人事・評価室）

職員を派遣することができる公益法人を変更する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・鳥取県土地開発公社を、派遣することができる公益法人に追加
- ・財団法人鳥取童謡・おもちゃ館、財団法人日本建設情報総合センター、社会福祉法人恩賜財団済生会を、派遣することができる公益法人から削除

[平成20年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（職員課、教育総務課）（給与室、教育総務課）

一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げたことを踏まえ、一般職の職員に準じ知事等の期末手当の支給割合の引下げを行うものである。

[公布施行]

議案第40号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（行政経営推進課）（業務効率化室）

平成20年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

知事部局 80人減 ほか

[平成20年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県行政組織条例等の一部改正について（行政経営推進課）（業務効率化室）

平成20年度の組織改正等に伴い、部局の所掌事務等、所要の改正を行うものである。

（概要）

鳥取県行政組織条例の一部改正

情報化の推進に関する施策、外郭団体に対する検査等に関する事務及びくらしの安心安全に関する施策の一元化を図るため、所掌事務を見直すものである。

鳥取県総合事務所設置条例、鳥取県福祉事務所設置条例及び鳥取県保健所条例の一部改正
円滑かつ効率的な事務処理体制を確立するため、総合事務所、福祉事務所及び保健所の所掌事務を見直すものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

ふるさと納税制度の創設に伴い、県に寄附された寄附金を、未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策に活用するため、鳥取県こども未来基金を設置する。

後期高齢者医療制度が導入されることに伴い、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、後期高齢者医療財政安定化基金を設置する。

「鳥取県土地開発基金」、「鳥取県市町村資金貸付基金」及び「鳥取県美術品取得基金」について、財政運営上特に必要が生じた場合に限り処分することができる規定を設ける。

[平成20年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（人権推進課 ほか）

平成20年度末に指定管理者による管理の期間が満了する施設について、次期の指定管理者の指定のため、所要の改正を行うものである。

（概要）

以下の27施設について、指定管理者の管理の期間を5年間（現行3年間）とする。

（施設名）

人権ひろば21、県民文化会館、童謡館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、夢みなとタワー、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑、福祉人材研修センター、障害者体育センター、鳥取砂丘こどもの国、布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園（燕趙園以外）、東郷湖羽合臨海公園（燕趙園）、氷ノ山自然ふれあい館、農村総合研修所、とっとり出会いの森、みなとさかい交流館、生涯学習センター、武道館、鳥取屋内プール、米子屋内プール、ライフル射撃場、倉吉体育文化会館、鳥取産業体育館、米子産業体育館

[公布施行]

議案第44号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（指導管理課、医療政策課）

地域における医師不足の状況にかんがみ、国の緊急医師確保対策に基づく医師養成数の増加に伴う鳥取大学医学部の定員の特別入学枠に入学する学生に貸し付ける緊急医師確保対策奨学金の新設に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について規定するものである。

（免除の条件）

・鳥取大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務に従事したとき。

・業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

[平成21年4月1日施行]

議案第45号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（指導管理課）

受益と負担の公平確保を図るため、一般用医薬品の登録販売者試験の実施及び販売従事者の登録等に係る事務の手数料を新たに徴収するとともに、介護サービス情報の調査に係る手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

ア 設定

事務の区分	手数料の額	
	単位	金額
一般用医薬品の販売又は授与に必要な資質を有する者の確認のための試験（登録販売者試験）の実施	1件につき	14,000円
医薬品の販売又は授与に従事する者の登録（販売従事登録）	1件につき	7,100円
登録販売者試験に合格したこと等を証する書類の交付（登録販売者試験の合格通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）	1件につき	650円
販売従事登録を受けた者に交付する登録証（販売従事登録証）の書換え交付	1件につき	2,000円
販売従事登録証の再交付	1件につき	2,900円

イ 引下げ

介護サービス情報の調査に係る手数料を次のとおり介護サービスの種類別に徴収する。

介護サービスの種類	手数料の額		
	単位	金額	
		現行	改正後
居宅サービス（特定施設入居者生活介護）及び施設サービス	1件につき	45,000円	41,900円
上記のサービス以外のサービス	1件につき	45,000円	35,600円

[平成20年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

（分権自治推進課）（自治振興課）

鳥獣の捕獲等の許可等（クマによる被害の防止を目的とするものに限る。）の事務について、当該事務を移譲している市町を見直すため、所要の改正を行うものである。

（権限を移譲している市町）

現行：鳥取市、倉吉市、八頭郡の町、琴浦町、北栄町

改正後：鳥取市、岩美町、八頭郡の町、三朝町、日南町

[平成20年4月1日施行]

議案第47号 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部改正について（障害福祉課）

心身障害者扶養共済制度について、今後も安定した持続可能な制度とするため当該制度の保険約款における掛金が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

・掛金の額の引き上げ（引き上げ幅 既加入者：1.1～1.6倍 新規加入者：1.8～2.7倍）

・弔慰金及び脱退一時金の額の引き上げ（引き上げ幅 既加入者：1.5倍、新規加入者2.5倍）

[平成20年4月1日施行]

議案第48号 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について（障害福祉課）

鳥取県特別医療費助成制度の助成対象者について見直しを行うものである。
（改正後の助成対象者とする条件）
65歳以上75歳未満の障害者について、加入している医療保険制度にかかわらず助成対象者とする。
（現行の助成対象者とする条件）
65歳以上75歳未満の障害者について、後期高齢者医療の被保険者となるため、高齢者の医療の確保に関する法律に定める障害認定を受ける手続を行った者を助成対象者とする。

後期高齢者医療の被保険者となる者

- ・75歳以上の者
- ・65歳以上75歳未満で寝たきり等の一定の障害がある者（障害認定を受けた者）

[公布施行]

議案第49号 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について（医療指導課）

後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金の算定対象に、新たに高額介護合算療養費、前期高齢者納付金（交付金）、後期高齢者支援金及び病床転換支援金を加えるため、所要の改正を行うものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第50号 公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例の一部改正について

（環境立県推進課）

公害紛争処理法施行令の一部が改正され、仲裁を申請する場合における手数料の軽減措置が講じられたことにかんがみ、本県においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

（概要）

同一の事件について調停に引き続いて仲裁を申請する場合における手数料の額は、通常の算出方法により算定した手数料の額から、前の調停の申請又は調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

[平成20年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の一部改正について

（水・大気環境課）

引き続き、石綿の飛散等に伴う県民の健康被害の防止を図るため、事業者がとるべき措置等の見直しを行うなど、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・石綿の範囲を明確化する。（石綿とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいうものとする。）
- ・解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする者に、石綿含有材料等の使用の有無に関する事前調査の義務を課す。
- ・吹き付け石綿が使用されている可能性の高い建築物等を解体する作業を伴う建設工事を施工しようとする者に、吹き付け石綿の使用の有無に関する調査結果についての県への報告の義務を課す。
- ・県民は、大気汚染防止法又は本条例の規定に違反する解体等作業が行われていることを知ったときは、速やかに、知事に通報するよう努めるものとする。
- ・知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のために公表した情報に関連する書類その他の物件について、当該情報に係る解体等作業が終了した日から50年間保存することとする。
- ・条例名を、「鳥取県石綿健康被害防止条例」に改める。

[平成20年10月1日施行]

議案第52号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

鳥取市が、本条例に相当する条例（環境美化を目的とし、空き缶等のみだりに投棄することを禁止する条例）を制定し、環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、鳥取市の区域については本条例の規定を適用しないこととする等、所要の改正を行うものである。

[規則で定める日から施行]

議案第53号 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

使用済自動車の再資源化等に関する法律が完全施行され、廃自動車の適正な保管が義務付けられたことにかんがみ、本条例による規制の対象等について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・規制の対象から廃自動車の保管を除外する。
- ・規制の対象となる使用済タイヤの保管を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受けない有価物としてのものに限定する。（廃棄物としてのタイヤを除外）
- ・条例名を、「鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例」に改める。

[平成20年4月1日施行 ほか]

議案第54号 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正について（公園自然課）

平成19年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護等を図り、健全な自然環境を将来の県民に継承するため、本条例を延長し、平成25年度末を目途として必要な措置を講ずることとするものである。

[公布施行]

議案第55号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（住宅政策課）

県営住宅及び特別県営住宅の設置及び管理に関し、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・入居資格に、入居者及びその同居親族が暴力団員でないことを加える。
- ・入居者又はこれと現に同居する者による生活妨害等の行為を禁止する規定を明確化する。
- ・国中団地の老朽化による廃止及び小江尾団地の江府町への無償譲渡による廃止に伴い、両団地に係る規定を削除する。

[平成20年4月1日施行 ほか]

議案第56号 鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について（住宅政策課）

被災者生活再建支援法の一部が改正され、一定の自然災害によりその居住する住宅が全壊等した世帯の世帯主が行う住宅の再建等が同法による支援の対象とされたことにかんがみ、本条例の支援対象等について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・被災者生活再建支援法が支援対象としない部分を補完するよう、本条例による支援対象を見直す。
- ・同法による支援金の額に合わせるため、本条例による支援金の額の見直しを行う。
- ・支援に要する経費に充てるために設置する基金について、積み立てる額の合計額を20億円に引き下げる。（現行：50億円）

[公布施行]

議案第57号 鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について（住宅政策課）

平成19年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・助成対象 県産材を15立方メートル（現行 10立方メートル）以上使用して建設される木造住宅
- ・助成内容

区分	助成額	限度額
県産材使用	県産材使用量1立方メートル当たり2万円（現行 3万円）	1戸につき40万円
県産JAS材使用	県産JAS製材使用量1立方メートル当たり1万円	1戸につき20万円

- ・条例の失効期限を平成21年度末（現行 平成19年度末）まで延長する。

[平成20年4月1日施行 ほか]

議案第58号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興戦略総室）

県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内の経済の活性化に資するため、企業立地等事業補助金に係る補助対象の拡大等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・県内において一般事務等の事務管理業務を新たに行う事業について、補助制度を創設する。
- ・新規雇用労働者の要件を、5人以上（現行 10人以上）とする。（製造業を営む中小企業者で、県内に製造業に係る工場等を設置している者が新たに県内に工場等の新設又は増設を行う事業について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請が行われた場合に限る。）
- ・事業継続努力期間の要件を、7年間（現行 10年間）とする。

[平成20年4月1日施行]

議案第59号 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

（労働雇用課）（経済・雇用政策総室）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部が改正され、労働条件等に関する事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争の解決の援助に係る規定が設けられたことに伴い、同法に基づき都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは調停が成立したものについては、本条例によるあっせんを行わないことができる規定を追加するものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第60号 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について（農業高等学校）

平成20年度から、農業高等学校に広く社会人を学生として受け入れることにかんがみ、同高等学校の学生寮への入寮を許可制（現行 全寮制）とし、許可を取り消すことができる規定（既に入寮している者も許可を受けた者とみなして、許可取り消しの対象とする）を設けるため、所要の改正を行うものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第61号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部会計課）

鳥取自動車道の段階的な供用開始に伴う交通安全体制確保を図り、円滑な警察行政を行うため、平成20年度に限り、本条例に定める警察官の定員（1,180人）に加えて、3人追加して配置できるように、所要の改正を行うものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第62号 鳥取県監査委員条例の一部改正について（監査委員事務局）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、監査委員は健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行うことになったこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

[平成20年4月1日施行]

議案第63号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

看護体制及び診療機能の充実強化を図り、より質の高い医療を提供するため、病院局の職員の定数を見直すものである。

（概要）現行 851人 改正後 949人（+98人）

[平成20年4月1日施行]

議案第64号 工事請負契約（奥日野2期広域農道三国山トンネル工事（補助））の締結について（道路建設課）

工事名：奥日野2期広域農道三国山トンネル工事（補助）

工事場所：日野郡日南町豊栄

契約の相手方：奥日野2期広域農道三国山トンネル工事（補助）不動テトラ・美保テクノス特定建設工事共同企業体

契約金額：892,500,000円

工事完成期限：平成22年3月12日

議案第65号 財産を無償で貸し付けること（（元）浜村警察署奥崎駐在所）について

（管財課）（財源確保室）

貸付先：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	数量	摘要
鳥取市青谷町奥崎坂ノ谷 297番1	建物：59.13m ² のうち7.29m ²	（元）浜村警察署 奥崎駐在所

貸付期間：平成20年4月1日から平成22年3月31日まで（2年間）

無償貸付理由：近隣小学校児童の通学の安全を確保するため、通学に利用するバス待合所の用に供する当該建物の一部を無償で貸し付けるものである。

議案第66号 財産を無償で貸し付けること（育成放牧事業用地）について（畜産課）

貸付先：財団法人鳥取県畜産振興協会

貸付財産：普通財産

所在地	数量
鳥取市湖山町南五丁目727番 ほか45筆	土地：23,370.01m ²
鳥取市湖山町南三丁目740番1 ほか9筆	土地：16,136.38m ²

貸付期間：平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

無償貸付理由：畜産業の振興を図るとともに、肉用牛及び乳用牛の育成放牧事業を行う財団法人鳥取県畜産振興協会を支援するため、育成放牧事業の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第67号 財産を無償で貸し付けること（内港地区ふ頭用地）について（県土総務課）

貸付先：境港管理組合
 貸付財産：普通財産

所在地	数量
境港市浜ノ町112番地先から 同市栄町20番地先まで	土地：20,643.97㎡

貸付期間：平成20年4月1日から平成30年3月31日まで（10年間）

無償貸付理由：境港の内港地区のふ頭の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第68号 財産を無償で貸し付けること（湖山池漕艇場のリギング場及び駐車場の用地）について

（体育保健課）

貸付先：鳥取市
 貸付財産：普通財産

所在地	数量
鳥取市湖山町南五丁目727番 ほか6筆	土地：1,000㎡

貸付期間：平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

無償貸付理由：ボート競技の振興を図るため、湖山池にあるリギング場（競技者の体格に合わせて艇を調整する場所）及び駐車場の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第69号 財産を無償で貸し付けること（吉川経家公銅像設置用地）について（体育保健課）

貸付先：鳥取市
 貸付財産：普通財産

所在地	数量
鳥取市東町一丁目326番	土地：72㎡

貸付期間：平成20年4月1日から平成22年3月31日まで（2年間）

無償貸付理由：武道を志す者の意欲の高揚を図るとともに、観光の名所とするため、鳥取にゆかりの深い吉川経家公の銅像設置の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第70号 財産を無償で貸し付けること（米子勤労者体育センターの建物及び周辺施設の用地）

についての議決の一部変更について（労働雇用課）（経済・雇用政策総室）

県内の勤労者の福利厚生を増進を図るため、米子市に無償で貸し付けている米子勤労者体育センター及び周辺施設（市民公園及び市道）の用に供する土地について、隣接地を売却するに当たり行った分筆のための測量結果を踏まえ、貸付面積等を更正するものである。

変更前		変更後	
所在地	数量	所在地	数量
米子市尾高2346番1 ほか73筆	土地：52,925.3㎡ (持分2分の1)	米子市尾高2346番1 ほか78筆	土地：55,932.51㎡ (持分2分の1)

議案第71号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅小江尾団地）について（住宅政策課）

相手方：江府町
譲与財産：普通財産

所在地	数量
日野郡江府町大字江尾49番1	土地：1,603.79㎡ 建物：325.08㎡ (3棟6戸)

無償譲渡理由：既に江府町が管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅施策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

議案第72号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：埼玉県ふじみ野市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金150,000円を和解の相手方に支払う。
事件の概要：平成17年4月19日、警察学校の職員が、同校に見習生として入校していた和解の相手方に対し、生活指導を行った際、暴行を加えたため、和解の相手方が負傷したものである。

議案第73号 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（耕地課）

平成19年度に着手した国営弓浜半島土地改良事業について、土地改良法第90条第10項の規定により、受益が見込まれる市の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

米子市：事業費の1,000分の51.38に相当する額の範囲内で知事が別に定める額

境港市：事業費の1,000分の22.02に相当する額の範囲内で知事が別に定める額

議案第74号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について（林政課、空港港湾課）

山のみち地域づくり交付金関係
独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、当該機構が行っていた緑資源幹線林道事業を県が実施するに当たり、受益が見込まれる市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき金額）事業費の10分の0.5の額の範囲内で知事が別に定める額

米子空港滑走路2,500m化関連事業関係

JR境線米子空港駅（仮称）に設置する利便施設（トイレ・待合施設）の建設に当たり、受益が見込まれる市の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき金額）米子市：事業費の10分の1、境港市：事業費の10分の0.5

議案第75号 特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについて（空港港湾課）（水産課）

水産庁が行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することに同意することについて、漁港漁場整備法第20条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

（県負担額）平成20年度事業費400,000,000円のうち18,200,000円（45.5/1,000）を限度とした額

議案第76号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（道路建設課）

平成20年度から実施する農道保全対策事業について、受益が見込まれる市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）事業費の100分の25に相当する額

議案第77号 包括外部監査契約の締結について（行政監察室）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成20年4月1日

契約金額：10,500,000円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：勝部 不二夫 公認会計士

議案第78号 公の施設の指定管理者の指定（みなと温泉館）について（企業局経営企画課）

みなと温泉館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：鳥取県ビルメンテナンス協同組合

指定の期間：平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（3年間）

議案第79号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

（職員課、教育総務課）（給与室、教育総務課）

人事委員会の「船舶に乗り組む職員の給与に関する報告及び勧告並びに意見の申出」等を踏まえ、海事職給料表の新設等を行うものである。

（概要）

- ・海事職給料表の新設等
- ・医療職給料表（3）級別標準職務表の改正
- ・定時制課程等に係る手当の見直し
- ・特地勤務手当の廃止

[平成20年4月1日施行]

議案第80号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

平成20年度の地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

地方税法の一部改正に伴う事項

- ・個人県民税における寄附金税制の拡充
- ・上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び特例措置の創設
- ・道路特定財源の税率等の特例措置の延長
- ・公益法人制度改革に対応した法人関係税制の整備
- ・自動車税のグリーン化の特例の延長
- ・長期優良住宅に係る不動産取得税の特例措置の創設
- ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の特例措置の創設
- ・地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う法人事業税の税率引下げ
- 3世代住宅に係る不動産取得税の軽減制度を創設（本県単独制度）

[平成20年4月1日施行 ほか]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分¹の報告について

(1) 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例等の一部改正について(平成19年12月25日専決)

(高等学校課)

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県立高等学校授業料等徴収条例
- ・鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

[平成19年12月26日施行]

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年12月27日専決)(道路企画課)

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金379,186円(県過失10割)を支払うものとする。

事故の概要：平成19年11月6日、和解の相手方の職員が、主要地方道倉吉福本線を和解の相手方所有の小型貨物自動車²で走行中、沿道の店舗に進入しようとした際、歩道内の側溝のふたが跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年12月27日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：湯梨浜町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金179,008円(県過失10割)を支払うものとする。

事故の概要：平成19年9月8日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため小型特種二輪車(白バイ)を運転中、前方で停止した和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年12月27日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金170,306円(県過失10割)を支払うものとする。

事故の概要：平成19年10月9日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、前方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成20年1月7日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 4名 連帯保証人 3名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成20年1月15日専決)(農政課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金449,975円を支払うものとする。

事故の概要：平成19年5月11日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から進行してきた和解の相手方が運転する軽貨物自動車と衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成20年1月24日専決)(県土総務課)

和解の相手方：岡山県真庭市 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金94,900円(県過失1割)を支払うものとする。こと。
事故の概要：平成16年12月16日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(凍結防止剤散布車)を運転中、右方待避所に進入する際、後方から追い越そうとした和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成20年2月5日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用839,050円について、平成20年2月から全額返還するまで毎月5,000円ずつ県に支払うこと。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成20年2月5日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用721,610円について、平成20年2月から全額返還するまで毎月6,000円ずつ県に支払うこと。

(10) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成20年2月5日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人 連帯保証人1名
和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用839,050円について、平成20年3月から全額返還するまで毎月10,000円ずつ県に支払うこと。

(11) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成20年2月5日専決)

(人権教育課)

相手方：連帯保証人 1名
訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成20年2月7日専決)(県土総務課)

和解の相手方：鳥取市 企業
和解の要旨：県は、損害賠償金20,055円(県過失10割)を支払うものとする。こと。
事故の概要：平成20年1月2日、八頭総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(除雪車)を運転中、和解の相手方が所有する建設資材に接触し、同建設資材を破損したものである。

報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について

(産業開発課) (産業振興戦略総室)

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。
平成20年1月1日現在 45人

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

(件 数 新規 10件)